

中間物としての新規化学物質製造（輸入）申出書（案）

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名



住 所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第3条の規定により、次のとおり
申し出ます。

1. 新規化学物質の名称	
2. 新規化学物質の構造式又は示性式 (いずれも不明な場合はその製法の概略)	
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組 成	
4. 新規化学物質の年間の製造（輸入）予定数量	
5. 新規化学物質を製造しようとする場合に あつてはその新規化学物質を製造する事業所 名及びその所在地（新規化学物質を輸入し ようとする場合にあつてはその新規化学物 質が製造される国名又は地域名）	
6. 新規化学物質を中間物として使用すること が確実である者の氏名又は名称及び住所並 びに法人にあつてはその代表者の氏名	
7. 新規化学物質を使用する事業所名及び所在 地	
8. 新規化学物質の使用により製造される化学 物質の名称	
9. その他参考となるべき事項	

- 備考 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 中間物としての新規化学物質の年度ごとの製造（輸入）予定数量が1トンを超える場合は、別紙として以下の(1)から(5)までに掲げる書類を添付すること。
中間物としての新規化学物質の年度ごとの製造（輸入）予定数量が1トン以下
の場合は、別紙として以下の(6)から(8)までに掲げる書類を添付すること。
- (1) 製造設備及び施設の状況を示す図面
- (2) 製造時の取扱方法を説明した書面
- (3) 製造に係る新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面
- (4) 製造（輸入）しようとする事業者における化学物質の管理体制を説明した書面
- (5) 出荷形態及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面
- (6) 申出をする年度の製造（輸入）予定数量が1トン以下であることを説明した書面
- (7) 製造に係る新規化学物質及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置並びに出荷形態の概要を記載した書面
- (8) 製造（輸入）しようとする事業者における化学物質の管理体制の概要を記

載した書面

3. 数量の単位はk gとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
4. 標題中の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、まつ消すること。
5. 法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
6. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
7. その他参考となるべき事項には、当該新規化学物質を用いて最終的に製造される物質の用途及び名称を可能な限り記載するものとする。

確 認 書 (案)

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名



住所

新規化学物質である[申出物質名]が中間物として使用され、当該新規化学物質による環境の汚染を防止するための必要な措置が講じられることを別紙のとおり確認します。

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 数量の単位はk gとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
4. 様式第2による申出に係る新規化学物質の年度ごとの製造（輸入）予定数量が1トンを超える場合は、別紙として以下の1から8までに掲げる書類を添付すること。
様式第2による申出に係る新規化学物質の年度ごとの製造（輸入）予定数量が1トン以下の場合は、別紙として以下の1及び2並びに7から10までに掲げる書類を添付すること。

別紙

1. 中間物として使用する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、担当部署、担当者氏名及び連絡先
2. 使用に係る設備及び貯蔵の場所
3. 使用に係る設備及び施設の状況を示す図面
4. 1. の使用する者において新規化学物質が他の化学物質となるまでの経路及び新規化学物質の予測される環境への放出量
5. 取扱いにあたって新規化学物質による環境の汚染を防止するために講じられる措置
6. 1. の使用する者における化学物質の管理体制
7. 1. の使用する者における新規化学物質の年間の使用予定数量
8. 1. の使用する者が確認を受けたところに従って使用していることを確認するための製造（輸入）しようとする者における措置を説明した書面
9. 取扱いにあたって新規化学物質による環境の汚染を防止するために講じられる措置の概要を記載した書面
10. 1. の使用する者における化学物質の管理体制の概要を記載した書面

輸出専用品としての新規化学物質製造(輸入)申出書（案）

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名



住 所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第3条の規定により、次のとおり
申し出ます。

1. 新規化学物質の名称	
2. 新規化学物質の構造式又は示性式 (いずれも不明な場合はその製法の概略)	
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組 成	
4. 新規化学物質の年間の製造(輸入)予定数量	
5. 新規化学物質を製造しようとする場合に あつてはその新規化学物質を製造する事業所 名及びその所在地(新規化学物質を輸入し ようとする場合にあつてはその新規化学物 質が製造される国名又は地域名)	
6. 新規化学物質を輸出しようとする国名又は 地域	
7. 新規化学物質を輸出することが確実である 者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ つてはその代表者の氏名	
8. 6. の国又は地域において新規化学物質を 輸入することが確実である者の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあつてはその代表 者の氏名	

備考 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2. 輸出するための新規化学物質の年度ごとの製造(輸入)予定数量が1トンを超
える場合は、別紙として以下の(1)から(5)までに掲げる書類を添付すること。
輸出するための新規化学物質の年度ごとの製造(輸入)予定数量が1トン以下
の場合は、別紙として以下の(6)から(8)までに掲げる書類を添付すること。

(1) 製造設備及び施設の状況を示す図面

(2) 製造時の取扱方法を説明した書面

(3) 製造に係る新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明
した書面

(4) 製造(輸入)しようとする者における化学物質の管理体制を説明した書面

(5) 出荷形態及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止す
るための措置を説明した書面

(6) 申出をする年度の製造(輸入)予定数量が1トン以下であることを説明し
た書面

(7) 製造に係る新規化学物質及び出荷時における新規化学物質による環境の

汚染を防止するための措置並びに出荷形態の概要を記載した書面

(8) 製造（輸入）しようとする者における化学物質の管理体制の概要を記載した書面

3. 数量の単位はk gとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
4. 標題中の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、まつ消すること。
5. 法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
6. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

確 認 書 (案)

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名



住所

新規化学物質である[申出物質名]が輸出専用品であることを別紙のとおり確認します。

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 数量の単位はk gとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
4. 様式第6による申出に係る新規化学物質の年度ごとの製造（輸入）予定数量が1トンを超える場合は、別紙として以下の1から5までに掲げる書類を添付すること。
様式第6による申出に係る新規化学物質の年度ごとの製造（輸入）予定数量が1トン以下の場合は、別紙として以下に掲げる書類（4に掲げる書類を除く。）を添付すること。

別紙

1. 新規化学物質を輸出することが確実である者（以下「輸出者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、担当部署、担当者氏名及び連絡先
2. 外国輸入者の名称、事業所名及び所在地
3. 輸出者における新規化学物質の年間の輸出予定数量
4. 輸出しようとする国又は地域における新規化学物質の審査の状況
5. 新規化学物質が確認を受けたところに従って輸出されていることを確認するための製造（輸入）しようとする者における措置を説明した書面